## 退職金規程

## (適用範囲)

- 第1条 この規程は、職員就業規則第29条に基づき職員が死亡または退職した場合の 退職金の支給について定めたものである。
  - 2 この規程による退職金制度は、特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー(以下「法人」という。)に雇用され勤務する満3年以上勤務した職員に適用する。ただし、パートタイマー職員もしくはその他臨時職員については別に定める。

#### (支給額その1)

- 第2条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続 年数に応じて別表の支給基準率の A 欄に定める率を乗じて算出した退職金を支 給する。
  - ① 死亡
  - ② 業務上の事由による傷病
  - ③ やむを得ない業務上の都合による解雇
  - ④ 定年

## (支給額その2)

- 第3条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続 年数に応じて別表の支給基準率の B 欄に定める率を乗じて算出した退職金を支 給する。
  - ① 自己都合
  - ② 業務外の事由による傷病
  - ③ 職員就業規則第31条 第1号~3号までの事由による解雇

## (退職金の不支給・減額)

- 第4条 次の各号に該当する者については、退職金を支給しない。
  - ① 職員就業規則第31条第4号に定める懲戒解雇された者
  - ② 退職後、支給日までの間において、在職中の行為につき懲戒解雇に相当する 事由が発見された者

## (勤続年数の算出)

第5条 勤続年数は入職日から起算し、退職の日までとする。

2 勤続年数の1年未満の端数は月単位とし、1ヵ月未満の端数は1ヵ月に切り上げて計算する。

※月単位の端数に応じた支給基準率は、つぎの算式により計算する。

{1年上位(勤続年数+1年)の支給基準率-勤続年数の支給基準率}×月数/12

## (金額の端数処理)

第6条 退職金の計算において、円未満の端数があるときにはこれを切り上げる。

## (支給の時期及び方法)

第7条 退職金の支給は、退職の日又は解雇の日から60日以内にその金額を通貨で支払う。ただし、職員の同意があるときは口座振込み又は金融機関振出しの小切手等により支払うことがある。

#### (功労金加算金)

第8条 在職中に勤務成績が優秀であった者および特に功労のあったものに対しては、 退職金に上乗せして功労加算金を支給することがある。なお、その金額について は、その都度決定する。

## (死亡退職金)

- 第9条 職員が死亡した場合の死亡退職金および功労加算金は、遺族に支給する。
  - 2 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、その代表者に対して支給するものとする。

## (退職共済契約の適用)

第10条 「賃金の支払の確保等に関する法律」により退職手当の保全措置を要しないものとされる、中小企業退職金共済法による退職金共済契約に基づいて退職金の支払いを受ける場合には、その金額を第2条又は第3条に定める退職金の額より控除するものとする。

#### (規程の改正)

第11条 この規程は法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

## (施行日)

第12条 この規程は、平成29年 6 月 1 日より施行する。

# 退職金支給基準率表

勤続年数	支給基準率		盐结年粉	支給基準率	
	A	В	勤続年数	A	В
1			2 1	20.0	10.0
2			2 2	22.0	11.0
3			2 3	23.0	12.0
4	1.00	0.50	2 4	24.0	13.0
5	1. 50	0.75	2 5	25.0	15.0
6	2. 00	1.00	2 6	26.0	17.0
7	2. 50	1. 25	2 7	27.0	19.0
8	3.00	1. 50	2 8	28.0	19.0
9	3. 50	1. 75	2 9	29.0	21.0
1 0	4. 50	2. 25	3 0	30.0	23.0
1.1	5. 50	2. 75	3 1	31.0	25.0
1 2	6. 50	3. 25	3 2	32.0	27.0
1 3	7. 50	3. 75	3 3	33.0	29.0
1 4	8. 50	4. 25	3 4	34.0	31.0
1 5	10.00	5.00	3 5	35.0	33.0
1 6	11.50	5. 75	3 6	36.0	35.0
1 7	13.00	6.50	3 7	37.0	37.0
1 8	14.50	7. 25	3 8	38.0	38.0
1 9	16.00	8.00	3 9	39.0	39.0
2 0	18.00	9.00	4 0	40.0	40.0

<sup>(</sup>注) ①勤続年数は満年数をいう。

②勤続年数が40年を超える場合は、支給基準率を頭打ちとする。